

【法令名称】上海市教育委員会などの 4 部門制定の「中国(上海)自由貿易試験区中外合作経営型のトレーニング機関管理暫定弁法」の配布の上海市人民政府弁公庁による通知

【発布機関】上海市政府

【発布番号】滬府弁発 [2013]64 号

【発布日】2013.11.13

【実施日】2013.11.13

【時限性】現行有効

【効力等級】地方規範性文書

【全文】

第一章 総則

第一条 「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」における「中外合作経営型のトレーニング機関の設立許可」に関する規定を実施し、トレーニングサービス業の対外開放を一層拡大し、トレーニングサービス業の対外交流と提携を強化するため、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国中外合作学校運営条例」、「上海市終身教育促進条例」及び「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」などの法律、法規、規則に基づき、本暫定弁法を制定する。

第二条 本暫定弁法でいう中外合作経営型のトレーニング機関(以下「合作トレーニング機関」という)とは、条件を満たす外国企業またはその他の経済組織が中国企業またはその他の経済組織と合作運営し、社会に向け非公益性文化教育類または職業技能類トレーニングサービスを提供する会社制企業を指す。

第三条 中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易試験区」という)内の合作トレーニング機関の設立と管理については、本暫定弁法を適用する。

第四条 本暫定弁法でいう文化教育類トレーニングとは、「中華人民共和国学科分類とコード国家基準」で定められた学科に基づき実施される経営型のトレーニング活動を指す。本暫定弁法でいう職業技能類トレーニングとは、「中華人民共和国職業分類大典」で定められた技能類職業に基づき実施される経営型のトレーニング活動を指す。法律、行政法規、国務院の決定に別途規定がある場合は、当該規定に従う。

合作トレーニング機関は学歴教育及び就学前教育を実施してはならず、宗教、軍事、警察、政治及び共産党学校などの特殊分野のトレーニングプロジェクトに従事してはならない。

第五条 上海市教育行政管理部門、上海市人的資源社会保障部門、上海市工商行政管理局自由貿易試験区分局(以下「自由貿易試験区工商分局」という)及び中国(上海)自由貿易試験区管理委員会(以下「自由貿易試験区管理委員会」という)は各自の職能に基づいて関連管理職責を行使する。

教育行政管理部門及び人的資源社会保障部門はそれぞれ文化教育類、職業技能類合作トレーニング機関の業種主管部門であり、主に以下の職責を履行する。

(一) 合作トレーニング機関が申請する経営型のトレーニング項目の基本条件及び参入要求を審査し、トレーニング項目及びトレーニング活動に関する監督管理と個別検査に責任を負うこと。

(二) 合作トレーニング機関の学校運営経費の流用及び学校運営の悪意の終了に対する取締りを行うこと。

(三) 自由貿易試験区工商分局に協力して、登記のない、経営型のトレーニング活動の無許可経営に対する取締りを行うこと。

自由貿易試験区工商分局は合作トレーニング機関の登記機関であり、主に以下の職責を履行する。

(一) 合作トレーニング機関の企業登録登記を行い、企業登記事項に対する監督管理を行うこと。

(二) 生徒募集トレーニング広告宣伝に対する監督管理を行うこと。

(三) 教育行政管理部門または人的資源社会保障部門と共に、登録のない、経営型のトレーニング活動の無許可経営に対する取締りを行うこと。

自由貿易試験区管理委員会は合作トレーニング機関の契約、定款の審査許可機関であり、合作トレーニング機関の設立及び変更事項に関する審査許可に責任を負い、審査許可機関の職能を履行する。

公安などのその他の関連職能部門は各自の職責に照らして、関連管理職能を行使する。

第二章 設立

第六条 合作トレーニング機関の中外合作当事者は、教育トレーニングの投資と管理に従事した経験を備え、以下の条件のいずれかを満たさなければならない。

(一) 国際的に先進的な教育トレーニング管理経験、管理モデル及びサービスモデルを提供できること。

(二) 国際的にリードする水準のトレーニング課程、教師及び教育施設、設備を提供できること。

第七条 合作トレーニング機関の設立については、「中華人民共和国中外合作経営企業経法」、「中華人民共和国公司法」などの関連規定に合致するほか、以下の要求を満たさなければならない。

(一) 教育業務及び学校運営管理に精通した会社法定代表者を有し、会社法定代表者は会社の専任責任者でなければならず、会社定款の規定に照らして、合作トレーニング機関のトレーニング経営活動に責任を負い、法に従って登記を行うこと。

(二) トレーニングの種類、レベルと規模に相応しい専任・兼任教師と管理職員を有すること。

(三) 相応する学校運営資金と日常教育の正常運営を保証する経費の源泉を有し、学校運営資金は100万人民元を下回らないこと。

(四) トレーニング項目に相応しい会社住所(即ち教育場所、以下同じ)と教育設備を有すること。

(五) 学校運営と教育に関する管理制度を有すること。

第八条 合作トレーニング機関の設立については、開業準備と正式開業の二つの段階に分けられる。その他の企業の合作トレーニング機関への変更及び合作トレーニング機関の分公司設立については、開業準備を要しない。

第九条 合作トレーニング機関の名称については、「企業名称登記管理規定」及び関連法律法規の規定に合致しなければならず、業種表記においては「トレーニング」の文字を含み、「学校」、「学院」、「大学」などの文字を使用してはならない。

第十条 合作トレーニング機関の設立を申請する場合、自由貿易試験区工商分局に対し名称仮認可申請手続きを行った後、自由貿易試験区ウェブサイトの「投資業務取扱直通コラム」にログインし、教育行政管理部門または人的資源社会保障部門の要求に従って関連申請資料を準備した上、自由貿易試験区工商分局の「ワンストップ受理」窓口へ資料を提出し、設立申請を行わなければならない。自由貿易試験区工商分局は速やかに資料を自由貿易試験区管理委員会へ転送するものとする。

第十一条 自由貿易試験区管理委員会は上記資料を受け取った日から 10 業務日以内に教育行政管理部門または人的資源社会保障部門の意見を求めた上、照会結果を投資者に告知し、同時に自由貿易試験区ウェブサイト上で照会結果を公示するものとする。

第十二条 申請者は、開業準備に同意する旨の意見に基づき、自由貿易試験区外資企業設立の「ワンストップ受理」手順に照らして関連手続きを行う。資料が間違いなく且つ全て整った場合、10 業務日以内に「ワンストップ受理」窓口にて関連証書を受領する。

第十三条 合作トレーニング機関は、批准証書、企業営業許可証などの関連証書を取得した後、承認された経営範囲に基づいて、トレーニングプロジェクトの開業準備活動を行うものとし、開業準備期間は生徒を募集してはならない。

合作トレーニング機関が許可を得て開業準備を行う場合、開業準備が許可された日から 6 ヶ月以内に、自由貿易試験区工商分局へ経営範囲の変更ならびに正式開業の申請を行い、相応する学校運営資金の出資監査報告書などの関連資料を提出しなければならない。

第十四条 合作トレーニング機関が自由貿易試験区内で分公司を設立する場合、本暫定弁法第七条の規定に照らし、法に従って自由貿易試験区工商分局へ申請しなければならない。自由貿易試験区工商分局は、自由貿易試験区管理委員会が教育行政管理部門または人的資源社会保障部門の意見を求めた後に、登記許可の可否について決定を下す。

第三章 変更と終了

第十五条 合作トレーニング機関が住所、法定代表者、中外合作当事者、登録資本、経営範囲(正

式開業申請またはトレーニング項目の追加/変更を含む)の変更申請を行う場合、自由貿易試験区管理委員会は教育行政管理部門または人的資源社会保障部門の意見を求めた上で、許可の可否について決定を下すものとし、自由貿易試験区工商分局は法に従って変更登記許可の可否について決定を下す。

第十六条 合作トレーニング機関分公司が営業場所、責任者、経営範囲(トレーニング項目の追加/変更)の変更を行う場合、自由貿易試験区工商分局へ申請しなければならない。自由貿易試験区管理委員会が上海市教育行政管理部門または上海市人的資源社会保障部門の意見を求めた後に、変更登記許可の可否について決定を下す。

第十七条 合作トレーニング機関に下記の状況のいずれかが生じた場合、法に従って学校運営終了手続きを行わなければならない。

- (一) 会社の契約、定款の規定に基づき、終了した場合。
- (二) 董事会または共同管理委員会の決議で終了した場合。
- (三) 債務超過のため学校運営の継続ができなくなった場合。
- (四) 会社が法に従って破産宣告、解散、営業許可証の取上げ、閉鎖または抹消命令を受けた場合。
- (五) 法律、法規で定めるその他の状況。

第十八条 合作トレーニング機関が学校運営を終了する場合、自由貿易試験区工商分局へ変更または抹消登記申請を行わなければならない。

自由貿易試験区工商分局が抹消登記手続きを行う際、自由貿易試験区管理委員会を通じて照会した上海市教育行政管理部門または上海市人的資源社会保障部門の意見を取得した上で、自由貿易試験区管理委員会が発行した批准証書返納の受領確認書を受け取らなければならない。その中で、合作の繰上げ終了に起因して抹消を申請する場合は、更に自由貿易試験区管理委員会の批准証書を受け取らなければならない。

第四章 管理

第十九条 合作トレーニング機関は「上海市終身教育促進条例」及び関連規定に基づき、学雑費専用預金口座を開設し、学雑費専用預金口座管理制度を確立しなければならない。

合作トレーニング機関への変更申請を行う会社は変更申請の際に、自社の学雑費専用預金口座を開設しなければならない。

第二十条 合作トレーニング機関の学雑費の受取りについては、上海市地方税務局が監督製造した自社領収書を発行しなければならない。学雑費は速やかに全額を自社の学雑費専用預金口座に預け入れ、学雑費が主として教育教学活動に使われることを保障し、教育を受ける者と教師の合法權益を保護しなければならない。

第二十一条 合作トレーニング機関が社会に向け生徒を募集してトレーニング活動を行う際、トレーニング対象またはその法定後見人と規範的な「トレーニングサービス契約(または協議書)」(以下「トレーニング契約」という)を締結し、双方の権利と義務を明確にしなければならない。

第二十二条 合作トレーニング機関は自由貿易試験区工商分局が登記を認可した住所(即ち教育場所)内で、トレーニング活動を行わなければならない。

合作トレーニング機関の住所はそのトレーニング規模と項目要求に相応しく、教育場所の安全及び消防安全の関連規定に合致しなければならない。

第二十三条 合作トレーニング機関は法に従って専任教師及び専任管理職員と「労働雇用契約」を締結し、教職員の合法權益を保障しなければならない。

合作トレーニング機関が外国籍教師または外国籍管理職員を雇用する場合は、国及び上海市の関連規定に照らして手続きを行わなければならない。

第二十四条 合作トレーニング機関は国及び上海市の関連規定に基づき、トレーニング証書または学業修了証書を授与しなければならない。

第二十五条 上海市教育行政管理、上海市人的資源社会保障、上海市商務及び上海市工商行政管理などの関連職能部門は合作トレーニング機関の共同監督管理及び協議調整体制を確立しなければならない。

第二十六条 自由貿易試験区内で関連法律、法規、規則及び本暫定弁法に違反して経営型のトレーニング活動に従事した場合、法に従って取り締まるものとする。

第五章 附則

第二十七条 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の企業またはその他の経済組織が、中国大陸部の企業またはその他の経済組織と自由貿易試験区内で合作トレーニング機関を設立する場合は、本暫定弁法に照らして執り行う。

第二十八条 本暫定弁法は公布日から施行する。